

令和2年5月20日
国土交通省
土地・建設産業局建設業課

建設業法施行令の一部を改正する政令案（令和2年10月1日施行予定）
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和2年3月27日から令和2年4月25日まで、建設業法施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集を行いましたところ、計3件の御意見をいただきました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<p>○ 監理技術者の職務を補佐する者を置いた場合に監理技術者が兼任できる工事現場の数が2件のみに限定されるとなると、2件のために合計3人の有資格者が必要となり、せっかく規制緩和いただいた効果が限定的なものに留まることが懸念されます。ついては、兼務できる件数を増やすことが難しいのであれば、せめて監理技術者の職務を補佐する者の配置については、入札時からあらかじめ登録していなければならない等の雁字搦めの利用しづらい状態とならないような制度設計を要望します。</p>	<p>○ 監理技術者を補佐する者を配置し、監理技術者が複数現場を兼任する場合には、監理技術者を補佐する者は専任で配置する必要があります。</p> <p>また、監理技術者が兼務できる工事現場の数については、今後の運用状況等を注視しつつ、今後も検討してまいりたいと思います。</p>

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。